

(対大臣・副大臣・政務官) 人事課 作成
令和7年12月11日(木) 衆・法務委

吉川 里奈 議員(参政)

5問 妊娠・出産・育児に関わる女性検察官を含め、全ての検察官がより働きやすくするため、働きやすい環境の整備を促進するとともに、検察官の採用人数を増やすなどして、人的体制の整備に努めるべきではないか、法務大臣に問う。

- 妊娠・出産・育児に関わる職員であっても、そうでない職員であっても、全ての職員が働きやすい職場環境の整備・構築に努めることが重要であると考えており、引き続き、検察庁においては、男女共同参画及びワークライフバランス実現に向けた各種取組(注)を行うとともに、適切な検察権行使を行えるよう、必要な人的体制の整備に努めてまいります。

(注) 検察庁におけるワークライフバランス推進のための具体的な取組内容としては、

- ・ 男性の育児に伴う休暇・休業等について、子の出生後1年以内に合計35日以上取得
 - ・ 男性の配偶者出産休暇及び育児参加休暇を合計5日以上取得
 - ・ ハンドブック等による制度の周知徹底、育児休業取得者体験談の紹介
 - ・ 幹部職員から管理職員に対し、対象職員の休暇取得に配慮するよう指示
 - ・ 管理職員等から各種休暇制度の対象職員に対し、制度説明及び積極的な利用を声掛け
 - ・ 育児休業中の女性職員への職務に関連する情報の提供
- などがある。

【責任者：人事課 大原課長 内線 ■■■ 携帯 ■■■■■】